

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 公和会の役員等の報酬に関する事項を定める。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員をいう。

(出席報酬)

第3条 役員等が理事会、評議員会等に出席した場合に支給する。

(支給額)

第4条 役員等の支給額は、日額 5,000 円とする。

(支給日)

第5条 原則として、理事会、評議員会等の出席時に支払う。

(改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の議決を得てから改正する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。